

八筑医発第29-222号  
平成29年9月21日

会 員 各 位

八女筑後医師会長 黒岩 光  
担当理事 馬田 裕二

福岡市「障がい者医療証」及び「ひとり親家庭等医療証」の更新について

標記の件について、下記のとおり更新される旨の通知が福岡県医師会よりありましたのでお知らせ致します。

なお、詳細につきましては、福岡市保健福祉局総務部医療年金課医療助成係までお問い合わせくださいますようお願い致します。(092-711-4235)

記

<障がい者医療証>

色			一部自己負担 (1医療機関あたり)	有効期間
区分	現行	新	なし	H29.10.1～H30.9.30 ※65歳の誕生日前日または精神手帳の有効期限となる場合あり
65歳未満	桃色	水色		
65歳以上	藤色	白色		

- ・更新の申請は不要（新医療証は、所得が基準額以下となった方に対し9月下旬までに送付）  
※平成29年1月2日以降、市町転入により資格取得された方など、福岡市において所得が把握できない場合は所得証明等の提出が必要
- ・受給者番号の頭1桁が「0」から始まる7桁の番号に変更（2桁目以降も昨年度とは異なる番号）
- ・精神障がい者（中学校3年生までを除く）の精神病床への入院費は助成対象外

<ひとり親家庭等医療証>

色			一部自己負担金 (1医療機関あたり)		有効期間
区分	現行	新			
ひとり親家庭・ 父母のない児童	オレンジ色	みどり色	小学生～ 中学校1・2年生	入院外 800円／月 入院 徴収なし	H29. 10. 1～H30. 9. 30 ※児童が年度の途中で 18歳になる場合は ～H30. 3. 31
			中学校3年生	入院外 800円／月 入院 500円／日 (月7日限度) ※入院はH30. 3. 31まで は徴収なし	
			高校生以上 (中学校卒業後)	入院外 800円／月 入院 500円／日 (月7日限度)	

- ・更新の申請が必要（新医療証は、審査後、認定者にのみ9月下旬までに送付）  
※11月以降に申請があった場合、助成を受けられない期間が生じるので、遅くとも10月までに申請が必要
- ・受給者番号の頭1桁が「7」から始まる7桁の番号に変更（2桁目以降も昨年度とは異なる番号）
- ・年齢により一部自己負担金が異なるので、受診の際は医療証記載の一部自己負担金の欄を要確認

<国民健康保険の資格証世帯、短期証世帯>

- ・医療証の交付対象
- ・資格証世帯の場合は全額自己負担となり、医療機関窓口での医療証は使用不可
- ・医療費の払い戻しを受けるためには、区役所で特別療養費及び医療費助成分についての申請手続きが必要